

伊那市・高遠町・長谷村
第6回合併協議会 会議記録（概要）

平成16年11月29日 午前9時00分
伊那市役所 全員協議会室

1. 開 会

事務局長（塚本哲朗）

2. 会長あいさつ

会 長（小坂樫男）：早朝の開催にもかかわらず、全員の委員さんにお集まりいただきましてありがとうございました。

11月26日に当協議会委員の懇親会を開催したところ、多くの委員さんのご出席をいただきました。今まで以上にお互いの理解を深め合うことができたのではないかと考えております。

今日は地域内分権など9項目についてご協議いただきますが、協議会で協議する項目はこれでほぼ終了となります。

3. 協議事項

協議第70号（再提案）各種事務事業の取扱い 地域組織の振興に対する助成

高遠町3号委員（北原公雄）：高遠町や長谷村が実施している助成は、少額であっても地域おこし推進のためには必要な事業です。調整方針案6行目の「勘案」という表現では具体性に欠けるので、「高遠町と長谷村については当分の間、現行のとおり継続する」という内容の文言を付け加えていただけないでしょうか。

事務局（山崎大行）：現在、高遠町や長谷村が助成の対象としている活動の中には、他の制度で対応できるものもありますので、そうした共通の制度は整理していくべきだろう、という意味で「勘案」という表現を用いました。

高遠町3号委員（北原公雄）：現行の助成を継続することを原則として整理を進めるということを明確にしてほしいと思います。

会 長（小坂樫男）：現行の助成制度はできるだけ生かしながら、合併までに整理を進めるということを基本とした上で、協議第70号については調整方針案のとおりとしてよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

協議第10号（継続） 地域内分権（地域自治組織、地域審議会、総合支所等）について

伊那市2号委員（藤島雄二）：協議書の第6条に区長の設置に関する規定がありますが、区長は特別職とする、ということに記載しなくても良いのですか。

事務局（広瀬一男）：地域自治区の区長の身分については、合併特例法で「特別職とす

る」と規定されているので、協議所の中で特別に謳う必要はありません。

高遠町2号委員（野々田一好）：第5条に所掌事務が掲げられていますが、これでは具体性に欠けるのではないのでしょうか。

事務局長（塚本哲朗）：第16条の補則にあるように、最終的には条例が制定され、規則や細則という形で具体化されていくこととなります。この協議書は骨子にとどまるということをご理解をいただきたいと思います。

高遠町2号委員（野々田一好）：地域自治区にどのような権限が与えられるのかということについては、非常に住民の関心が高いので、明確にする必要があると思います。

高遠町3号委員（伊藤のり子）：第5条の中では、教育委員会の位置付けが明らかにされていません。地域自治区の所掌事務というのは住民の関心が一番高い事柄です。1月から始まる住民説明会には、住民に分かりやすい資料を作成していただくようお願いしたいと思います。

事務局（広瀬一男）：具体的な部分については「14 事務組織及び機構の取扱い」において検討中ですが、住民説明会においてはできるだけ分かりやすい形で提示していきたいと思います。

会長（小坂樫男）：協議第10号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

・・・・・・異議なし・・・・・・

協議第71号 一般の職員の身分の取扱いについて

高遠町2号委員（原浩）：行政改革は合併の目的のひとつですから、議員の定数と併せて一般職員についても削減の方向で取り組んでいくべきです。調整方針案の「全て新市の職員として引き継ぐ」を「概ね新市の職員として引き継ぐ」としたらどうでしょうか。

また、定員適正化計画については、新市において策定するのではなく、「合併までに」としたらどうでしょうか。

総務部会長（伊藤健高遠町総務課長）：合併時における全ての一般職員の身分は保障されており、引き継がざるを得ません。

伊那市2号委員（藤島雄二）：伊那市議会の合併研究会でも、合併前に一応の目標について協議し、労使交渉を進めるべきではないかという意見です。

事務局（山崎大行）：一般職員の身分については、合併特例法で「引き続き身分を保有するように措置しなければならない」と規定されているので、全てを引き継ぐというのが原則であり、身分として引き継ぐことと行革による職員削減とは別にお考えいただきたいと思います。定員適正化計画についても、基本的には新市において策定することとなります。

会長（小坂樫男）：合併を契機とした一方的な削減はできないので、退職者不補充などにより10年かけて定員モデルに近づけていくというプランを削減効果とともに住民説明会でお示しするようにしていきたいと思います。

高遠町3号委員（北原公雄）：給与等について「合併後段階的に調整し」とありますが、

どのような方法で、どのようなスケジュールで行うのでしょうか。また、医療職の給与体系はどうなっていますか。

会長(小坂樫男) : 給与の高いところには足踏みをしてもらい、10年くらいかけて低いところをあげていくということです。

総務部会長(伊藤健高遠町総務課長) : 医療職の給与については次回協議会でお示します。

会長(小坂樫男) : 協議第71号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

.....異議なし.....

協議第72号 特別職の身分の取扱いについて

事務局(三井栄二) : 訂正をお願いします。14ページの関係資料の「その他の特別職」の「民生委員」を「福祉事務調査専門委員」に、15ページの「非常勤の特別職(その1)」の高遠町議長を「293,000」に、同じく議員を「195,000」にそれぞれ訂正してください。

会長(小坂樫男) : 協議第72号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

.....異議なし.....

協議第73号 一部事務組合等の取扱いについて

伊那市2号委員(藤島雄二) : 伊北環境行政組合を脱退すると、高遠町と長谷村も鳩吹クリーンセンターを利用することになるので、合併前に地元地区との協議が必要です。

事務局(三井栄二) : 説明会を開催するなどして対応したいと思います。

会長(小坂樫男) : 協議第73号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

.....異議なし.....

協議第74号 公共的団体等の取扱いについて

事務局(三井栄二) : 訂正をお願いします。30ページの貸借対照表「負債の部」の「流動資産」を「流動負債」に訂正してください。

高遠町2号委員(野々田一好) : 合併までに負債や不良資産についてはできるだけ整理を進めていただきたい。

事務局(三井栄二) : 合併までの準備期間中に、借入金については継続している事業の分を除いて全て整理し、持ち寄るのは不動産だけにするという方向で進めています。

高遠町3号委員(伊藤のり子) : 資産の部の伊那市の「代行用地」は主にどのようなものがありますか。

幹事長(林俊宏伊那市総務部長) : 上伊那図書館の敷地や、国鉄清算事業団から購入した伊那北駅北用地などです。

会長(小坂樫男) : 協議第74号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

.....異議なし.....

協議第 75 号 町名、字名の取扱いについて

会 長(小坂樫男) : 協議第 75 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

..... 異議なし.....

協議第 76 号 消防団の取扱いについて

事務局(広瀬一男) : 訂正をお願いします。41 ページの消防団組織の伊那市「第 2 分団」の第 1 部「東屋」を「車屋」に訂正、第 2 部に「暁野」を追加、第 3 部の「暁野」を削除して「木裏原」を追加してください。

高遠町 2 号委員(野々田一好) : 各消防団の実情については把握していますか。

総務部会長(伊藤健高遠町総務課長) : 調整方針案をまとめるにあたっては、3 市町村の団長会等を通じて十分に検討をしました。

会 長(小坂樫男) : 協議第 76 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

..... 異議なし.....

協議第 77 号 過疎対策事業の取扱いについて

高遠町 2 号委員(野々田一好) : 現在、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の過疎地域自立促進計画を策定しているところですが、平成 18 年度に合併した場合、残りの 4 年間についてもその計画を継続して実施する、という内容の文言を付け加えてほしいと思います。

事務局(山崎大行) : 今の 3 市町村は合併によって廃止されるので、今まとめている過疎計画が当然に継続されるものではありません。新市発足後、すみやかに新市としての計画を立て直し、県の認定を受ける必要があります。その際、今まとめている計画の意向は十分に尊重されるべきだと考えています。

長谷村 3 号委員(佐藤八十一) : 新市において計画を立てるのではなく、今年のうちから新市の過疎計画の検討を始めた方が良いと思います。

事務局長(塚本哲朗) : 調整方針案 1 行目「図るため、」の後に「旧高遠町及び旧長谷村の計画を引き継いだ」と付け加えたらいかがでしょうか。

会 長(小坂樫男) : 協議第 77 号については修正案のとおりでよろしいでしょうか。

..... 異議なし.....

【住民生活環境部会】

協議第 78 号 各種事務事業の取扱い 国民健康保険税

伊那市 2 号委員(藤島雄二) : 保険税率の資産割額については、地域間で固定資産税の差があることを配慮して設定してほしいと思います。

会 長(小坂樫男) : 協議第 78 号については調整方針案のとおりでよろしいでしょうか。

..... 異議なし.....

4. 第 7 回協議事項の提案

協議第 79 号 合併の時期について

事務局（三井栄二）：(説明)

会 長（小坂愷男）：協議第 79 号については、特に異論がなければこの場で調整方針案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

．．．．．異議なし．．．．．

5．報告事項

(1) 新市建設計画策定小委員会報告

新市建設計画策定小委員長（三澤岩視）：あと 2 回小委員会を開催して、第 7 回協議会には新市建設計画の成案を提出する予定です。本日は、小委員会において検討中の新市建設計画の素案をお配りしましたが、これについてはまだ修正が入りますので、その点ご了承ください。厳しい日程の中で精力的に取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 前回確認済み事項について

(3) これからの協議会日程について

事務局（山崎大行）：(一括説明)

(4) その他

・特になし

6．その他

・特になし

7．閉 会

(終了 午前 10 時 15 分)